

令和6年度 岐阜県PTA見舞金給付会について

1 岐阜県PTA見舞金給付会とは（詳細は、令和6年度版手引に）

PTAが主催・共催する活動中に、偶然かつ急激かつ外来的に起きた傷害等（交通事故・疾病・非常及び自然災害は除く）に対して、「お見舞い金」を給付するために設立されています。

- *「岐阜県PTA見舞金給付規程」に基づいて給付します。
- *保険金ではなく、「お見舞い金」として給付しているものです。



2 給付のための負担金は徴収していません

- (1) 国の法律改変（保険業法の改正）により、平成20年度から、負担金を集めることができなくなりましたので、それまでに蓄積されていた「責任準備金」から給付しています。

*見舞金給付のための「負担金」はいただいていません。「責任準備金」は減る一方ですので、「負担金を求める新たな対応（法人化等）が必要となってきます。この件については、特別委員会である「対応検討委員会」で検討することになっています。

- (2) 会員の皆様からの会費140円の一部（およそ35円相当）を賠償責任保険料、審査会運営費、人件費、その他事務経費に充てさせていただきます。

3 損害賠償責任保険に加入しています

- (1) 委託保険会社に保険料として、会費から約100万円を支払っています。
- (2) 対象は、対人・対物・借用物です。
- (3) 委託保険会社の保険約款に基づいて、保険金が支払われます。
- (4) 単位PTAには、「借用物については自己負担額が生じます」が、「対人・対物については、自己負担額は生じません。」

4 その他

- (1) 見舞金の給付対象は、通院（入院を含む）2日以上です。事故発生から180日以内の期間おける通院90日・入院180日を限度として給付しています。
- (2) 自動車運転中の事故に対しては、見舞金の給付はありません。ご留意願います。
- (3) PTA活動中に災害（傷害事故・賠償事故）が発生した場合、ご遠慮なく見舞金給付会事務局へお問い合わせください。

見舞金給付会事務局 ☎:058-262-3257 FAX:058-262-3259 E-mail:info@gifu-pta.jp

※ 詳しくは「岐阜県PTA連合会」のHP(www.gifu-pta.jp) QRコードから閲覧)をご覧ください。必要な報告書や申請書等もダウンロードできます。



岐阜県PTA見舞金給付会について

(会員配付用)

①見舞金給付とは

- PTAが主催・共催する活動中に、偶然かつ急激かつ外来的に起きた傷害等に対して、お見舞金を給付するために設立されている会です。



②損害賠償責任保険にも加入しています。

- PTAが主催・共催する活動中に、その管理や運営に不備があり、他人の身体や財物に損害を与え、PTAが法律上の損害賠償責任を負った場合、委託保険会社から保険金が支払われます。

③災害や事故が発生した場合、速やかに報告書の提出(FAXによる送信)を

- 傷害事故や賠償責任事故が発生した場合の報告書は、被災者自身ではなく被災者が所属するPTA会長となっていますが、実務は教頭先生にお願いしています。災害発生時は、速やかに報告書の提出をお願いします。

④傷害に対する給金の種類・賠償責任事故に対する保険金の種類

- 傷害に対しては、①通院見舞金 ②入院見舞金 ③手術見舞金 ④後遺障害見舞金 ⑤死亡弔慰金を給付します。
- 賠償事故の場合、①対人 ②対物 ③借用物 に対し、委託保険会社から直接保険金が支払われます。



⑤給付金や保険金の決定(審査会)

- 見舞金や弔慰金等の給付額については、『岐阜県PTA見舞金給付会手引(毎年、各学校に配布)』及び『岐阜県PTA連合会のHP』に掲載しています。そちらを是非ご参照ください。
- 見舞金給付については、岐阜県PTA連合会の特別委員会である「審査会(定期的開催)」で、給付額等を審査・決定する仕組みになっています。
- 賠償事故については、保険金額の決定や支払等の対応すべてを委託保険会社に委託しています。

⑥事故発生から給付(支払)までの流れ

- ① PTA主催・共催活動直後には、事故(傷害事故・賠償責任事故)の有無を必ず確認してください。
- ② 傷害事故、賠償事故があった場合、速やかに報告書を作成し、FAXでお送りください。(報告期限を過ぎると給付できません。)
- ③ FAX受信後、今後の手続きなどを文書(メールまたはFAX)でお知らせします。
- ④ 治療が完了した場合、速やかに『給付申請書』等の必要書類を郵送してください。
- ⑤ 見舞金は、PTA名義の口座に振り込みます。同時に給付通知も郵送します。
- ⑥ 賠償事故に場合の保険金は、委託保険会社から直接、ご指定の口座に振り込まれます。



【詳しくは、『岐阜県PTA連合会のホームページ』をご参照ください。】



どうしよう！

PTA活動中にケガをしたら…

こんなときは、PTA会長さんや教頭先生にお知らせください。
お見舞金がいただけるかも…。

PTA親子奉仕作業中
に骨折した。

PTA主催の資源回収活動
中、使っていた刃物で指を切
った。

学校の運動会后、テントの片
付け作業中、支柱が頭に当た
り、けがをした。

親子ふれあい活動の縄跳び
でアキレス腱を痛め、手術
を受けて入院した。

PTA主催バレーボール交流
会で、足首を痛めた。

●賠償責任保険にも加入しています。

PTA主催の学校環境整備作業で木
の枝を切っていたら、隣接工場の屋根
を壊してしまった。

給付対象とならない場合や、給付が制限される場合もありますが、
ぜひPTA会長さんや教頭先生にご相談ください。

岐阜県PTA見舞金給付会

TEL 058 (262) 3257 FAX 058 (262) 3259